

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況は、次のとおりです。

1.業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、当社グループの経営理念・行動指針に基づいて制定した「ヒロセ電機グループ行動規範」を率先垂範するとともに、教育、監査および指導の実施により全ての使用人に徹底し、コンプライアンス体制の確立を図ります。
- ・当社グループの役員・使用人を対象とした内部通報制度を設け、適切に運用します。なお、通報者に対し不利益な取扱いをすることを禁止します。法令違反等の事実が判明した場合には、担当部署において是正措置および再発防止策等を策定し、実施します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社グループは、管理担当役員が統括管理する「文書管理規程」に従い「文書取扱責任者」を定め、議事録、稟議書、契約書等の職務執行に係る情報を文書または電子媒体により、安全な場所に所定の期間保存します。
- ・取締役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役は、その担当業務ごとにリスク管理に関する規程の整備などグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。
- ・内部監査部門は、所轄部署におけるリスク管理状況を監査し、重要な事項については、社長に適時、適切に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役が、その担当業務ごとに年度の方針を定め、これを受けて各部門の責任者は、実施すべき具体的な目標および分担等効率的な達成方法を立案し、社長の承認を得て実行に移します。

- ・取締役会は、グループ会社も含め定期的にその結果のレビューを実施し、フィードバックすることにより、効率的な職務執行を実現します。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社の「グループ会社管理規程」に基づき、管理担当役員が関係部門と連携してグループ会社を管理・指導し、必要に応じて経営等に関する資料の提出を求めます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ会社に対しても、リスク管理に関する規程を適用し、グループ会社の役員・使用人にもそれに従って業務を執行することを求めます。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定期的にグループ会社から事業内容の報告を受けるとともに、重要案件については、事前協議を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率を確保します。

④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の役員等がグループ会社の役員等に就任するほか、当社の監査役および内部監査部門による監査等により、業務の適正性を検証します。

(6) 監査役等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役等委員会の職務は使用人の中から定められた者が補助します。

(7) 前号の使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項

- ・前号の使用人の評価等は監査等委員会の意見を尊重したものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。また、監査等委員会の職務を補助する際、専ら監査等委員の指揮命令に従うものとする。

(8) 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査役等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告するための体制

・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人は、取締役会および社内的重要な会議において、職務執行状況を監査等委員会に報告します。また、法令・定款に違反する行為ならびに財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある情報は、速やかにかつ適切に監査等委員会に報告します。

② 子会社の取締役・監査役および使用人から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

・グループ会社の監査等を通じて、グループ会社の取締役・監査役および使用人から報告を受けた者は、適時かつ適切に当社の監査等委員会に報告する。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告します。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員会に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、監査等委員会に対して、業務執行取締役および使用人からヒアリングを実施する機会を確保するとともに、監査等委員会は、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・当社グループでは、「ヒロセ電機グループ行動規範」において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役の職務執行の法令および定款との適合性を確保し、取締役の相互監視機能を強化するため、定期的開催する取締役会において、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、その妥当性および効率性の監督、審議の充実等に努めております。
- ・コンプライアンスに係る組織体制・運用方法・実行手順を整備するため「コンプライアンス管理規程」を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の監査機能として、内部監査部門を設置しております。
- ・ヒロセ電機グループ行動規範を適宜見直すとともに、行動規範の内容の周知・教育を毎年継続的に実施しております。
- ・内部通報制度の周知強化や運用ルールの明確化にも取り組んでおります。
- ・「内部通報制度規程」を定め、通報者への不利益禁止や是正措置や再発防止について明確にし、規程に基づき、実際に運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・「取締役会規程」で議事録の作成・保管その他の取締役会の運営等を明確にするるとともに、「文書管理規程」において、管理（整理・保管・廃棄）のルールを明確にし、規程に基づき運用を行っております。

- ・機密文書の扱いについては、「会社秘密保全規程」に別途運用ルールを定めて、運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を定め、社内取締役・執行役員で構成されるCSR・リスク管理委員会を組織し、毎年リスクアセスメントを行い、リスクを特定し、その対応を行うための年度計画を立てております。また、関連する規程や規程を補完する標準類にもBCP、コンプライアンス、情報セキュリティ等のリスクに関する基準を定めております。
- ・リスクの対応計画は、委員会の下部組織においてリスク管理活動として実行しております。
- ・委員会の下部組織では、活動結果を四半期毎に委員会に報告し、レビューを受けております。
- ・内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査を実施する中でリスクに関する状況も監査し、結果を社長に監査結果報告書として報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営会議体を通じて、年度の各部門の経営計画を策定し、各部門の年度目標設定と実行施策が具体化され、これに基づき実行され、グループ会社も含めて計画に対する進捗の定期レビューが行われて、取締役会には各部門の定例報告の中でその結果が共有されております。
- ・それ以外の重要課題についても、経営会議体で報告・協議し、取締役会で報告されております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社から決算等の報告を四半期毎に受け、適切な管理・指導を行っております。
- ・グループ会社にもコンプライアンス教育等を行い、内部通報等の仕組みを導入しております。
- ・グループ会社の役員を当社の役員が務め、またグループ会社を当社の監査対象として、適宜監査を行っております。その結果は当社の取締役会に報告されております。

(6) 監査役等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の事務局を定め、監査等委員会の補助を適切に行っております。

・事務局が監査等委員会の職務補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従っております。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役会での定例業務報告に加え、各種経営会議体においても各部門の業務執行状況の報告を行っており、常勤監査等委員が参加し、監査等委員会に報告されております。
- ・内部監査部門が内部監査を行った結果は、監査等委員会に報告されております。
- ・使用人が監査等委員会に報告できる体制として、内部通報制度を設けております。
- ・内部通報制度を利用して報告・通報した場合は、「内部通報規程」によって、報告・通報したことを理由とする不利益な扱いを禁止しております。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査等委員は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席しております。
- ・監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を行うとともに、内部監査部門と適宜情報や課題を共有しております。

(9) 財務報告の適正性の確保に関する体制 について

- ・「内部統制運用規程」に基づき、内部統制システムを構築し、内部監査部門が、内部統制の有効性評価を行い、内部統制報告書をもって社長に報告を行っております。社長の承認を得た報告内容は、取締役会にも報告しております。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・行動規範および付属方針の「反社会的勢力に対する基本方針」で明示しており、購買の取引基本契約等でも明記しております。
- ・不当要求への対応は担当の総務部門において担っております。